

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全 国 保 育 協 議 会

TEL. 03-3581-6503 FAX. 03-3581-6509

ホームページアドレス [<https://www.zenhokyo.gr.jp>]

—今号の目次—

- ◆ 「経済財政運営と改革の基本方針 2023(骨太の方針 2023)」が閣議決定される
..... 1
 - ◆ 保育対策総合支援事業費補助金等に係る財産処分の申請について(こども家庭庁)
..... 4
 - ◆ 令和5(2023)年度 社会福祉主事資格認定通信課程 受講者募集のご案内
(民間社会福祉事業職員課程・秋期コース) 5
-

◆ 「経済財政運営と改革の基本方針 2023(骨太の方針 2023)」が閣議決定される

令和5年6月16日、「経済財政運営と改革の基本方針 2023 加速する新しい資本主義～未来への投資の拡大と構造的賃上げの実現～」(骨太方針 2023)が同日開催の経済財政諮問会議※を経て、閣議決定されました。

※第9回経済財政諮問会議・第20回新しい資本主義実現会議合同会議

子どもをめぐる政策として、令和5年6月13日に閣議決定された「こども未来戦略方針」に基づき、若い世代の所得を増やす、社会全体の構造や意識を変える、全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援するという3つの基本理念を踏まえ、今後「こども・子育て支援加速化プラン」(以下「加速化プラン」)において「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組」、「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」、「共働き・共育ての推進」とともに、こうした具体的政策に実効性を持たせる「こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」と、『加速化プラン』を支える安定的な財源の確保を推進するとされています。

また、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定める「こども大綱」を年内を目途に策定し、政府全体でこども施策を強力に推進するとしています。

保育に関連する事項として、「第2章 新しい資本主義の加速」の「3. 少子化対策・こども政策の抜本強化」の記載内容を以下に抜粋します。「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設や「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）」の策定、職員配置基準の改善も見据えた保育人材の確保の強化と現場の負担軽減を図ること等が明記されていますのでご確認ください。

（「骨太の方針 2023」から抜粋、下線 全国保育協議会事務局）

第2章 新しい資本主義の加速

3. 少子化対策・こども政策の抜本強化

（加速化プランの推進）

急速な少子化・人口減少に歯止めをかけなければ、我が国の経済・社会システムを維持することは難しく、世界第3位の経済大国という、我が国の立ち位置にも大きな影響を及ぼす。若年人口が急激に減少する2030年代に入るまでが、こうした状況を反転させることができるかどうかの重要な分岐点であり、ラストチャンスである。このため、政府として、若者・子育て世代の所得向上に全力で取り組む。新しい資本主義の下、賃上げを含む人への投資と新たな官民連携による投資の促進を進めることで、安定的な経済成長の実現に先行して取り組む。次元の異なる少子化対策としては、「こども未来戦略方針」に基づき、若い世代の所得を増やす、社会全体の構造や意識を変える、全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援するという3つの基本理念を踏まえ、抜本的な政策の強化を図る。経済を成長させ、国民の所得が向上することで、経済基盤及び財源基盤を確固たるものとするとともに、歳出改革等によって得られる公費の節減等の効果及び社会保険負担軽減の効果を活用することによって、国民に実質的な追加負担を求めることなく、「こども・子育て支援加速化プラン」（以下「加速化プラン」という。）を推進する。なお、その財源確保のための消費税を含めた新たな税負担は考えない。

具体的には、「こども未来戦略方針」に基づき、今後「加速化プラン」の3年間の集中取組期間において、「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組」（児童手当の拡充、出産等の経済的負担の軽減、地方自治体の取組への支援による医療費等の負担軽減、奨学金制度の充実など高等教育費の負担軽減、個人の主体的なり・スキリングへの直接支援、いわゆる「年収の壁」への対応、子育て世帯に対する住宅支援の強化）、「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」（妊娠期からの切れ目ない支援の拡充や幼児教育・保育の質の向上、「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設など）、「共働き・共育ての推進」（男性育休の取得促進や育児期を通じた柔軟な働き方の推進、多様な働き方と子育ての両立支援）とともに、こうした具体的政策に実効性

を持たせる「こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」を、「加速化プラン」を支える安定的な財源の確保を進めつつ、政府を挙げて取り組んでいく。

こども・子育て予算倍増に向けては、「加速化プラン」の効果の検証を行いながら、政策の内容・予算をさらに検討し、こども家庭庁予算で見て、2030年代初頭までに、国の予算又はこども1人当たりで見た国の予算の倍増を目指す。その財源については、今後更に政策の内容を検討し、内容に応じて、社会全体でどう支えるかさらに検討する。

(こども大綱の取りまとめ)

常にこどもや若者の視点でこどもや若者の最善の利益を第一に考える「こどもまんなか社会」を実現するため、こども基本法に基づき、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めるこども大綱を年内を目途に策定し、こども家庭庁が「こどもまんなか社会」を目指すための新たな司令塔機能を発揮する中で、政府全体でこども施策を強力に推進する。

こどもや若者を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもや若者の権利を保障し、国や地方公共団体の政策決定プロセスへのこどもや若者の参画、意見の反映促進、健やかな成長を社会全体で後押ししていく。このため、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）」を策定し、全てのこどもの育ちに係る質を保障する取組を強力に推進するほか、職員配置基準の改善も見据え、保育人材の確保の強化と現場の負担軽減を図るとともに、「新子育て安心プラン」の着実な実施に取り組む。また、ファミリー・サポート・センター事業を推進する。「こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）」を策定し、多様なこどもの居場所づくりやこどもと居場所をつなぐ仕組みを構築する。流産、死産を経験された方への相談支援、産後ケアの人材育成、新生児マススクリーニング、新生児聴覚検査、乳幼児健診を始めとする母子保健対策の推進、予防のためのこどもの死亡検証（CDR）など、産前産後の支援を充実するとともに、こども関連業務従事者の性犯罪歴等確認の仕組み（日本版DBS）の導入やこどもが安全・安心に成長できる環境の構築に取り組む。希望する人の結婚支援（伴走型のマッチング支援等）及び妊娠・出産支援を始め地方自治体等が行う取組を強力に推進するため、地域少子化対策重点推進交付金による取組を拡充するとともに、ライフプラン研修等を行う事業者を支援する。

誰一人取り残さず、確実に支援を届けるため、こどもや家庭への包括的な支援体制づくりを推進する。このため、こども家庭センターの設置促進、訪問家事支援の充実、里親支援の充実等家庭養育優先原則の徹底、社会的養護経験者等に対する自立支援の充実、一時保護所の環境改善、こども家庭ソーシャルワーカーの取得促進を始めとする、児童虐待防止対策強化・社会的養育推進のための改正児童福祉法の円滑な施行や、児童相談所の質・量の体制強化、児童養護施設等の環

境改善に取り組むとともに、こどもの自殺対策の強化、いじめ防止対策の推進、若年妊婦の支援に取り組む。また、就業支援や養育費の支払確保と安全・安心な親子の交流の推進などひとり親支援の推進、こども食堂、こども宅食・フードバンク等への支援を始めとした、こどもの貧困解消や見守り強化を図るほか、食育を推進する。こどもホスピスの全国普及に向けた取組を進めるとともに、家庭・教育・医療・保健・福祉の連携の下、発達障害児や強度行動障害を有する児童、医療的ケア児を始めとする全ての障害のあるこどもへの支援体制の整備等、多様なニーズを有するこどもの地域の支援基盤の強化を図る。さらに、こども政策DXを推進する。

こども・子育て政策の抜本強化に向け、縦割りを超え、多様な施策とこども政策との連携を図る必要がある。このため、少子化時代における質の高い公教育の再生の強力な推進を図る。学校給食無償化の課題整理等を行う。また、子育てしやすい地方への移住や子育てを住まいと周辺環境の観点から応援する「こどもまんなかまちづくり」を推進するとともに、移動しやすい環境整備など公共交通・観光、公共インフラ等の面での気運醸成を強力に進める。

「骨太の方針 2023」の内容については、内閣府のホームページをご参照ください。

■内閣府トップページ > 内閣府の政策 > 経済財政政策 > 経済財政諮問会議 > 経済財政諮問会議の取りまとめ資料 > 経済財政運営と改革の基本方針 > 経済財政運営と改革の基本方針

<https://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/honebuto/2023/decision0616.html>

◆ 保育対策総合支援事業費補助金等に係る財産処分の申請について(こども家庭庁)

こども家庭庁は、令和 5 年 6 月 15 日、都道府県・指定都市・中核市の児童福祉主管課宛てに、標記事務連絡を発出しました。

これは、国の補助事業により取得した施設設備等を処分するにあたっては、「こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について」(令和 5 年 6 月 15 日付こ成事第 331 号・こ支虐第 66 号こども家庭庁成育局長・支援局長連名通知)に基づき、事前にこども家庭庁長官の承認が必要になり、書類審査から決裁完了まで相当の期間(案件により 3 か月～半年)を要するため、遅くとも処分予定日の 3 か月前までには、財産処分承認申請書を提出するよう求めるものです。

特に、年度末は申請が集中するため、審査期間が長くなる場合があり、財産処分の必要が生じた場合は、できる限り早急に申請するよう自治体に要請するとともに、間接補助金を受ける民間団体への周知もあわせて依頼されています。

詳細は別添 PDF 資料をご確認ください。

◆ 令和 5 年度社会福祉主事資格認定通信課程 受講者募集のご案内 (民間社会福祉事業職員課程・秋期コース)

全社協・中央福祉学院では、標記通信課程の令和 5 (2023) 年度受講者を募集しています。本通信課程は、民間社会福祉事業の現場に現在勤務している職員が、社会福祉主事任用資格を通信教育により取得することを目的として開講するものです。

「社会福祉主事」は、福祉事務所の現業員や査察指導員等に必要とされる任用資格ですが、児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉などの民間社会福祉事業の現場においても、福祉職員の基礎的な資格として準用されており、毎年全国から約 5,000 名が本課程で学ばれています。社会福祉に関する科目や関連科目を幅広く学ぶことで、全分野・全職種に共通した基礎的知識を身につけることができます。

また、本課程修了後、所定の相談援助業務に 2 年以上従事すると、「社会福祉士」の受験資格を得るための短期養成施設への入学資格を得ることができます。本学院でも社会福祉士短期養成コースを実施していますので、主事資格取得後のさらなるキャリアアップを見据えた継続的な学習を計画いただけます。

詳しくは中央福祉学院ホームページより『受講案内』をご覧ください。皆様のお申し込みを心よりお待ちしております。

通信課程の概要

- 受講期間：2023 年 10 月～2024 年 9 月
- 受講資格：受講期間中を通して、福祉・介護などの現場で勤務している方
- 学習内容：
 - ①自宅学習による答案作成（16 科目、年 4 回提出。福祉や関連分野を幅広く学べます）
 - ②中央福祉学院（ロフォス湘南：神奈川県葉山町）で開催するスクーリング（5 日間）の受講
 - ③修了テスト
- 受講料：89,000 円(消費税等込。教材費・スクーリング授業料含む。スクーリング旅費は別)
- 申込締切：2023 年 7 月 30 日（金）※申込期日を延長いたしました。
- 申込方法：「受講案内・申込書」は、中央福祉学院ホームページ https://www.gakuin.gr.jp/training/course_autumn/よりダウンロードしてください。申込書に必要事項を記入、押印の上、中央福祉学院に郵送でお申込みください。
- お問合せ先：社会福祉法人全国社会福祉協議会 中央福祉学院 社会福祉主事係
TEL：046-858-1355（平日 9:30～17:30）
URL：<https://www.gakuin.gr.jp/>

事務連絡
令和5年6月15日

各 都道府県 児童福祉主管課 御中
市区町村

こども家庭庁成育局保育政策課

保育対策総合支援事業費補助金等に係る財産処分の申請について

平素より、保育施策の推進について、格段のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。
保育対策総合支援事業費補助金等にかかる財産処分申請については、下記により、適正な手続きを行っていただきますようお願いいたします。

記

1. 財産処分について

国の補助事業により取得した施設設備等については、「こども家庭庁所管補助金等に係る財産処分について」（令和5年6月15日付こ成事第331号・こ支虐第66号こども家庭庁成育局長・支援局長連名通知）に基づき、事前にこども家庭庁長官の承認が必要になります。

書類審査から決裁完了まで相当の期間（案件により3ヶ月～半年）を要しますので、遅くとも処分予定日の3か月前までには、財産処分承認申請書を提出していただきますようお願いいたします。

特に、年度末は申請が集中するため審査期間が長くなる場合があるため、できる限り早急に申請いただくようお願いいたします。

また、間接補助金の交付を受ける民間団体にも周知願います。

2. 申請書作成にあたっての留意点

財産処分の審査に当たっては、申請書様式に記載された内容について詳細な確認が必要となります。したがって、申請書を提出いただく際には、必ず記載内容の根拠となる参考資料を併せてご提出下さい。

申請にあたっては以下の書類が必要となります。

(申請にあたって必要な書類)

- ・財産処分申請書(事業者からの申請書を含む)
- ・平面図・写真(ただし、対象施設の全部を譲渡又は貸付する場合には、添付しなくても構わない。)
- ・認可通知書など施設の概要が分かる書類
- ・検査済証など建物構造や面積が分かる書類
- ・補助金の確定通知(県→市、市→事業者)
- ・補助金の実績報告書(事業者→市、市→県)
- ・処分要件や処分予定日を確認できる書類
- ・(国庫返納が生じる場合)国庫返納額の試算表
- ・(国庫返納が生じる場合)試算に用いた工事内訳書等

※上記以外の書類も必要となるケースがあります。提出書類について疑義がある場合は、お早めに問い合わせ下さい。

3. 申請にあたっての留意点

審査に要する期間については、返納金が生じる場合や、処分の経緯が複雑な場合など、1に記載する期間より時間を要する場合がございます。申請が処分予定日の直前とならないようご留意下さい。

4. 申請先

(郵送)

〒100-6003

東京都千代田区霞が関3-2-5 霞ヶ関ビルディング 21階
こども家庭庁成育局保育政策課予算係 宛て

※封筒表面に「財産処分関係書類在中」と朱書きすること。

(電子メール)

hoikuseisaku.yosan@cfa.go.jp

5. その他

財産処分に関する疑義照会につきましては、電子メールのご利用をお願いします。

令和5年4月以前の疑義照会メールにつきましては、必要に応じ上記アドレスに再送ください。